

2021年2月16日

団体医療保障一時金保険 **スマートいりょう** の発売

「お手続きのデジタル化」でテレワーク等にも対応・「団体健康診断割引」で健康経営をサポート

第一生命保険株式会社（代表取締役社長：稲垣 精二、以下「当社」）は、従業員の病気やケガによる入院に対して、まとまった一時金をお受取りできる「無配当団体健康診断割引付医療保障一時金保険（団体型）」（以下、「スマートいりょう」）を2021年6月より発売します。なお、団体保険において入院時の医療保障を一時金でのみ給付する商品（主契約）を提供するのは生命保険業界初となります。（2021年1月時点当社調べ）

また、企業（団体）の健康経営を推進する観点から、従業員の健康診断の判定結果が一定の要件を満たす企業（団体）を対象に保険料を割引く「団体健康診断割引」を適用します。当商品は、2019年に発売した「3大疾病サポート保険（団体型）¹健康経営割引」、2020年に新設した「団体定期保険健康経営割引特約²」、2021年4月より発売予定の「無配当団体健康診断割引付総合福祉団体定期保険³」に続き、「従業員の健康維持・増進による企業の健康経営」を支援するものです。

さらに、当商品では給付金の請求を含む従業員および企業（団体）事務担当者のお手続きをデジタル化し、企業（団体）の福利厚生制度運営における「簡便な事務」・「テレワークでの手続き」を実現します。

当社は引き続き、企業（団体）における従業員（所属員）の健康増進に向けた商品やサービスのご提供を通じて、お客さま一人ひとりが望むしあわせな人生や生き方の実現（＝QOL（Quality of Life）向上への貢献）に向け取り組んでいきます。

¹ 商品詳細は右記 URL よりご確認ください→https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2019_017.pdf

² 商品詳細は右記 URL よりご確認ください→https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2020_024.pdf

³ 商品詳細は右記 URL よりご確認ください→https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2020_049.pdf

1. 新商品「スマートいりよう」のポイント

スマートいりよう

1 病気・ケガによる入院費、入院前後の通院費や諸費用を**一時金**でサポートします。(※1)

2 **<お手続きのデジタル化>**
従業員の給付金の請求や、企業（団体）事務担当者のお手続きが、デジタルで行えます。(※2)

3 **<団体健康診断割引>**
企業（団体）の健康診断の判定結果にもとづき、毎年の健診優良者率に応じて保険料を割引します。(※3)

※1 所定の免責事項等、給付金をお支払いできない場合があります。詳細は「ご契約のしおり-約款」を必ずお読みください。

※2 お取り扱いには一定の条件があります。

※3 割引の適用には一定の条件があります。（詳細は後記4. 団体健康診断割引参照）

2. 開発背景

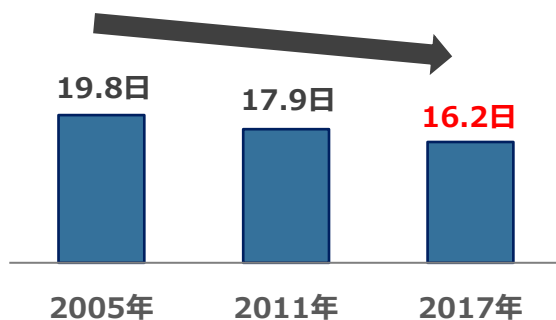
医療技術の進歩等を受け、近年、平均入院日数は短期化する一方で、「入院中」だけではなく、「入院前後」での通院・投薬・在宅療養などの治療が多様化しています。

このような環境変化に加えて、企業（団体）では、福利厚生制度の運営のしやすさの観点から「シンプルで分かりやすい保障」・「簡便な事務」・「テレワークでの手続き」等へのニーズが高まっています。

このような企業（団体）のニーズにお応えして、当社は病気やケガによる入院に対して、まとまった一時金をお受取りできることにより、入院中や入院前後にかかる費用に備えられる「無配当団体健康診断割引付医療保障一時金保険（団体型）」を開発しました。

また、「団体健康診断割引」により企業（団体）の健康診断の判定結果に応じて、保険料を割引くことで、企業（団体）の健康増進取組を支援していきます。

■ 平均入院日数（一般病床）



出典：厚生労働省/「病院報告」

3. 商品概要

a. 支払事由

病気やケガの治療のために「1日以上入院」^(※1)をしたとき

b. 医療一時給付金

医療一時給付金	1～30万円（1万円単位）
支払回数	「1回の入院」 ^(※2) につき1回支払い
通算限度	100回

※1 「1日以上入院」には「日帰り入院」を含みます。「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。支払対象となる「入院」に該当するかどうかは、入院基本料の支払いの有無等を参考に第一生命が判断します（例えば、医療機関の領収書等で確認します）。

※2 「1回の入院」とは、医療一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、医療一時給付金が支払われる最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内に開始した入院は、それらの入院が同一の原因によるものであるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなします。例えば、それぞれの入院原因が病気とケガであった場合でも「1回の入院」とみなします。

c. 保険料負担者

企業（団体）

d. その他

- ・当商品は特定疾病・部位不担保特約を付加した商品です。
- ・各企業（団体）のニーズに対応できるよう現在販売中の新医療保障保険（団体型）とも併設いただけます。

※給付金のお支払い対象とならない場合があります。詳細は「ご契約のしおり-約款」を必ずお読みください。

※当商品では配当金のお支払いはありません。

4. お手続きのデジタル化

給付金の請求において、被保険者（従業員）からの手続きがスマートフォン等で可能となり、病院やご自宅から24時間365日請求いただけます。^(※3) ^(※4)

また、**従来は書面で実施していた企業（団体）事務担当者の事務手続きや当社との連絡等を、インターネット上で対応**いただくことができるため、企業（団体）事務担当者の事務が簡素化されます^(※4)。書類等の郵送手配が不要となるため、場所を問わずいつでもお手続き可能となり、企業（団体）のテレワーク・ペーパーレスを促進します。さらに、当商品に関する加入・お手続き状況や、当社からの連絡事項をインターネット上でタイムリーに把握することが可能となります。

※3 システムメンテナンスなどにより、利用できない場合があります。また、企業（団体）の事務担当者による承認が必要です。

※4 一部のお手続きは紙での対応となります。



5. 団体健康診断割引

企業（団体）の健康診断^(※1)の判定結果にもとづき、企業（団体）における毎年の健診優良者率^(※2)に応じて契約時・更新時に保険料が計算されます。割引の判定にあたっては所定の企業健診レポートのご提出が毎年必要になります。

■ 健診優良者の判定条件

（下表のすべてに該当する方を健診優良者とします。）

検査項目	受診日時時点で39歳以下	受診日時時点で40歳以上
BMI ^(※3)	18.0以上27.0以下	
血圧	最低血圧値が85mmHg未満かつ 最高血圧値が130mmHg未満	
血液検査（血糖値）	（要件なし）	HbA1cが5.5%以下 ^(※4)

※1 健康診断とは、定期健康診断、特定健康診査などをいい、人間ドックを含みます。

※2 健診優良者率 = 健診優良者数 / この保険の加入者数

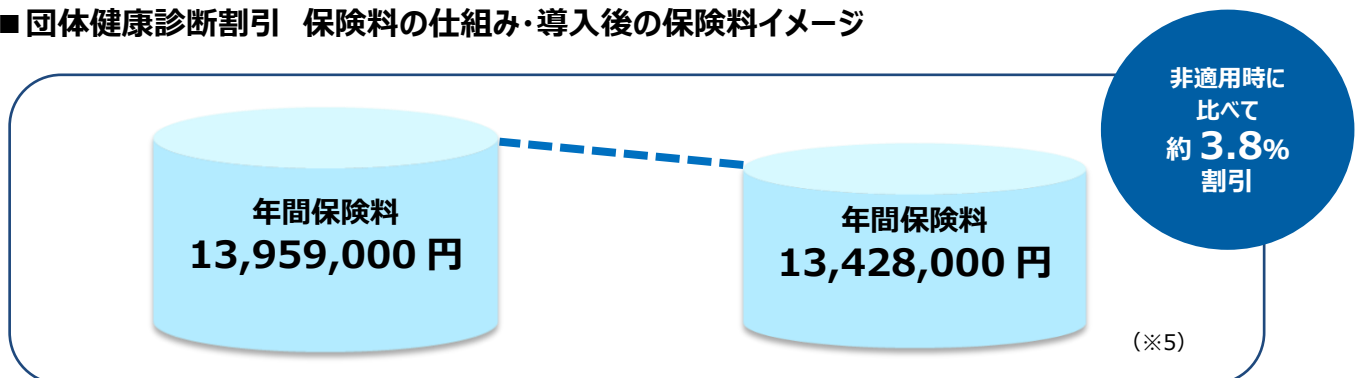
また、健診優良者率は男女別で計算します。ただし、この保険の加入者数が上表の判定対象とした人数以下の場合、健診優良者数 / 健診判定者数で計算します。

※3 BMIとは肥満度をあらわす体格指数です。ただし健康診断結果にBMI数値がない場合はつぎの式により第一生命が計算します。

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$

※4 HbA1cの結果がない場合は血糖値が100mg/dl未満。

■ 団体健康診断割引 保険料の仕組み・導入後の保険料イメージ



（※）上記の図は、相違点の理解を容易にするためのもので、金額の多寡と図のスケールが必ずしも関連しておりません。

上記保険料の前提

- 被保険者数 500名（男女比率 50% : 50%）
- 月払 ■ 平均年齢：40歳^(※6) ■ 給付金額：30万円
- 団体健康診断割引：男女とも健診優良者率 45%以上 60%未満の割引料率を使用

「ご留意点」

- 保険料のうち給付金支払の財源となる部分よりも、お支払給付金額のほうが一定の期間大きい場合は、所定の基準により割増保険料を徴収させていただきます。
- 団体健康診断割引は、契約時および毎年の健診優良者率によって割引率が異なるため、実際の保険料は記載の保険料とは異なることがあります。
- 団体健康診断割引は、契約時および更新時に割引の判定を行います。契約後は、毎年の更新時に割引の判定を実施し、更新時の健診優良者率によっては、割引率が下がったり、割引が適用されなくなる場合があります。お取扱いの詳細は、営業担当者にお問い合わせください。

※5 保険料は2021年1月時点の第一生命の保険料率にもとづき計算しております。保険料率は今後変更となる可能性があります。また、保険料は毎年更新時に更新日時点の被保険者の保険年齢・性別、団体の規模・健診優良者率などに応じた保険料率等をもとに再計算されます。

※6 記載の年齢は保険年齢です。平均年齢40歳となるケースでも、年齢構成の違い等により試算結果は異なります。保険年齢とは、基準日現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げて計算した年齢をいいます。

6. その他の取扱

既存の団体保険商品(総合福祉団体定期保険、団体定期保険等)の事務手続きにつきましても、お客さまのテレワーク等の勤務実態に即した事務手続きの実現に向け、主なお手続き書類のご契約者印等の押印を省略する取扱いを2021年5月以降開始いたします。

今後も、お客さまの期待にお応えすべく、手続きの簡素化や利便性の向上に取組み、お客さまサービスのさらなる向上を図ってまいります。

また、第一生命では、2020年10月より「健康経営優良法人の認定を既に取得されている企業（団体）の継続取組み」や、「これから健康経営を始める企業（団体）の健康取組み」に活用いただくことができるクラウドサービス「Health Data Bank®」（提供会社：株式会社NTT データ）の紹介を行っています。

Health Data Bank®において、2021年1月より、週次・月次で簡単な設問を繰り返すことで、従業員のストレス変調を把握管理できる等「パルスサーベイ※機能」の提供を開始しています。

シンプルかつ簡易な操作性で従業員の些細な変化への気づきや、継続的な従業員の状況把握ができるようになります。

サービス詳細は、2020年12月23日付株式会社NTTデータのニュースリリースを参照ください。

[\(https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2020/122300/\)](https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2020/122300/)

この資料は2021年1月時点の商品・サービスの概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご契約にあたっては「ご契約のしおり-約款」を必ずお読みください。

掲載のサービスは2021年1月時点の情報にもとづいて記載しており、予告なく変更・終了することがあります。

第一生命の提携先が提供するサービスについては、第一生命が提供するものではありません。サービスの利用にあたって生じた損害について第一生命は責任を負いかねます。

本商品の導入にあたっては、一定の条件があります。詳細は営業担当者までご確認ください。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

※「Health Data Bank®」は株式会社NTTデータの登録商標です。